

令和3年8月26日提出

令和3年9月市議会定例会 議案参考資料

(その1)

木 更 津 市

令和3年9月市議会定例会議案参考資料目録（その1）

議案番号	件名	頁
議案第66号	木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の新旧対照表	1
議案第67号	手数料条例の新旧対照表	2
議案第68号	木更津市個人情報保護条例の新旧対照表	4
議案第69号	木更津市印鑑条例の新旧対照表	5

新旧対照表

○議案第66号 木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例 平成27年9月18日 条例第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲及び第19条第11号に基づく特定個人情報の提供等について定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供するときとは、別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該提供を求められた実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例 平成27年9月18日 条例第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲及び第19条第10号に基づく特定個人情報の提供等について定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定により特定個人情報を提供するときとは、別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該提供を求められた実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>

新旧対照表

○議案第67号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第1（第2条）			別表第1（第2条）		
事務の種類	単位	金額	事務の種類	単位	金額
略	略	300円 （多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあつては、100円）	略	略	300円 （木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年木更津市条例第19号）第2条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）により交付する場合にあつては、100円）
別表第2（第2条）			別表第2（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定によ	戸籍関係手数料	書類1件につき 350円	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定によ	戸籍関係手数料	書類1件につき 350円

<p>る届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>			<p>る届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>個人番号カード再 交付手数料</p>	<p>1枚につき 800円</p>
<p>略</p>			<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第29条第1項の規定による場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第14条第1号に該当する場合又は個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合の再交付を除く。）</p>		<p>略</p>

新旧対照表

○議案第68号 木更津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

新			旧		
木更津市個人情報保護条例 平成11年3月26日 条例第4号 (情報提供等記録の開示等についての特例) 第23条の4 実施機関が取り扱う情報提供等記録に関しては、前章の規定は適用しないものとし、第15条第5項、第16条第2項及び第5項、第17条第1項、第18条第1項、第2項及び第4項並びに第21条第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			木更津市個人情報保護条例 平成11年3月26日 条例第4号 (情報提供等記録の開示等についての特例) 第23条の4 実施機関が取り扱う情報提供等記録に関しては、前章の規定は適用しないものとし、第15条第5項、第16条第2項及び第5項、第17条第1項、第18条第1項、第2項及び第4項並びに第21条第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替えられる条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略			略		
第21条第4項	訂正する旨の決定をしたときは、速やかにその旨を本人等に通知し	情報提供等記録を訂正する旨の決定をしたときは、速やかにその旨を訂正請求者に通知するとともに、必要があると認めるときは、 <u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> （当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。）に対し、その旨を通知し	第21条第4項	訂正する旨の決定をしたときは、速やかにその旨を本人等に通知し	情報提供等記録を訂正する旨の決定をしたときは、速やかにその旨を訂正請求者に通知するとともに、必要があると認めるときは、 <u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> （当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。）に対し、その旨を通知し
略			略		

新旧対照表

○議案第69号 木更津市印鑑条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年 9月28日 条例第32号</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により登録申請の事実を確認したときは、当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>生年月日</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(第6条第2項の規定により磁気ディスクをもつて印鑑登録原票を調製している場合にあつては、当該印鑑登録原票に記載されている印影を記載した書類)に、第6条第1項第4号から<u>第6号</u>までに掲げる事項を記載したものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、市長は、印鑑登録者が<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付の申請をしたときは、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)</u>により、当該申請が適正であることを確認し、当該印鑑登録者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>	<p>木更津市印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年 9月28日 条例第32号</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により登録申請の事実を確認したときは、当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>出生の年月日</u></p> <p>(6) <u>男女の別</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(第6条第2項の規定により磁気ディスクをもつて印鑑登録原票を調製している場合にあつては、当該印鑑登録原票に記載されている印影を記載した書類)に、第6条第1項第4号から<u>第7号</u>までに掲げる事項を記載したものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、市長は、印鑑登録者が次の各号に掲げる印鑑登録証明書の交付の申請をしたときは、<u>当該各号に規定する機器</u>により、当該申請が適正であることを確認し、当該印鑑登録者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(1) <u>木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成23年木更津市条例第19号)第4条第2項の住基カード(印鑑登録証明書の交付に必</u></p>

3 略

要な情報を記録したものに限り。)を使用した申請 同条例第2条に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)
(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードを使用した申請 多機能端末機

3 略